手順書・現場カード・確認クイズ

製造業 新人動画マニュアル

人財定着に、動画マニュアルを。

「聞けない」で辞める若手を、
「見れば分かる」で続く若手に。

01 仕事の全体像
02 1日の基本の動き
03 安全の基本
04 機械・道具・安全装置の決まり
05 4S（整理・整頓・清掃・清潔）
06 品質の基本
07 報告・連絡・相談
08 分からない時・いつもと違う時
09 けが・事故・避難の動き方
10 30日・60日・90日の目標
11 作業手順の守り方
12 体の守り方
13 化学物質の扱い
14 通路と運搬
15 ヒヤリハットの報告

家では動画で覚える。現場ではカードで確かめる。

この1冊の使い方

家では動画で覚える。現場ではカードで確かめる。スマホを見続けなくても、仕事が分かる形です。

1

家で **動画を見る**

各ページのQRコードから、短い動画が見られます。何度見返しても大丈夫です。

2

家で **確認クイズ（○×）**

1項目3問。分からなかった所は、動画と手順書をもう一度見ます。

3

現場で **現場カードを見る**

切り取って、ポケットに入れたり、作業場所に貼ったりできます。見ながら仕事をしてかまいません。

4

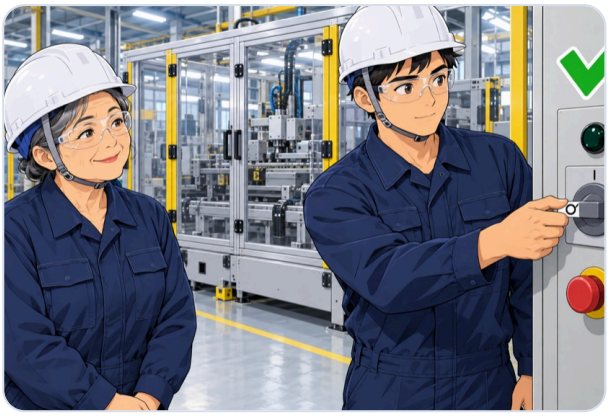
教える人と **習熟表で確かめる**

30日・60日・90日の目標を、教える人と一緒に確かめて、できた日を書きます。

15	15	15	45	1
項目の手順書	本の動画	枚の現場カード	問の確認クイズ	枚の習熟表

03
安全の基本

決められた保護具を着けて、安全を先に考える。



1 災害の例

はさまれ・巻き込まれは、代表的な労働災害

2 手袋

ボール盤など回転する刃物で手が巻き込まれるおそれのある作業は、手袋を使わない

3 止めてから

動く機械に手を入れない。離れる時は電源を切る

まとめ

回転刃物に手が巻き込まれるおそれがあれば、手袋を使わない。

動画で見る
スマホで読み取ると動画が開きます

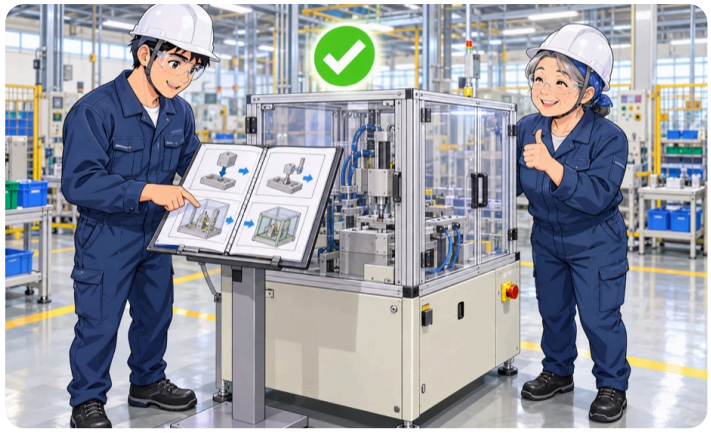
厚生労働省ホームページ掲載（委託事業）「まんがでわかる 製造業3分野の安全衛生」と労働安全衛生規則 第111条をもとにしています

01 仕事の全体像



- ✓ 最終検査前に前工程を確認
- ✓ 加工品を組み立てる
- ✓ 流れを説明する
- ! 流れを知らず作業しない

02 1日の基本の動き



- ✓ 決めた通りに着用する
- ✓ 始める前に話し合う
- ✓ 決めた手順で作業する
- ! 手順を勝手に省かない

03 安全の基本



- ✓ 保護具を正しく着ける
- ✓ 機械を止めてから触る
- ✓ 電源を切って離れる
- ! 巻き込む回転刃物で手袋しない

04 機械・道具・安全装置の決まり



- ✓ 作業前に点検する
- ✓ 止めてから掃除する
- ✓ 外れていたら知らせる
- ! 安全装置を外さない

このマニュアルの根拠（出典）

本書は、国・公的機関の資料と法令をもとに、Eternal株式会社が新人教育用に編集した教材です。項目ごとの出典は下のとおりです。各機関が本書の内容を保証・推奨するものではありません。会社・現場ごとの決まりがある所は、その決まりに従ってください。30・60・90日の目標は、国が定めた期限ではなく、Eternalが設定した教育目安です。

01	**仕事の全体像** 厚生労働省「職業能力評価基準（電気機械器具製造業）」をもとにしています
02	**1日の基本の動き** 厚生労働省ホームページ掲載（委託事業）「まんがでわかる 製造業3分野の安全衛生」をもとにしています
03	**安全の基本** 厚生労働省ホームページ掲載（委託事業）「まんがでわかる 製造業3分野の安全衛生」と労働安全衛生規則 第111条をもとにしています
04	**機械・道具・安全装置の決まり** 労働安全衛生規則 第29条・第35条・第107条と、厚生労働省ホームページ掲載（委託事業）「製造業向け 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」をもとにしています
05	**4S（整理・整頓・清掃・清潔）** 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「4S（整理、整頓、清掃、清潔）」をもとにしています
06	**品質の基本** 厚生労働省「職業能力評価基準（電気機械器具製造業）」をもとにしています
07	**報告・連絡・相談** 厚生労働省「職業能力評価基準（電気機械器具製造業）」をもとにしています
08	**分からない時・いつもと違う時** 厚生労働省「職業能力評価基準（電気機械器具製造業）」をもとにしています
09	**けが・事故・避難の動き方** 総務省消防庁「救急車を上手に使いましょう」「防災危機管理eカレッジ」、気象庁「緊急地震速報を見聞きしたときは」、厚生労働省ホームページ掲載（委託事業）「まんがでわかる 製造業3分野の安全衛生」、労働安全衛生法 第25条・第26条、労働安全衛生規則 第633条をもとにしています
10	**30日・60日・90日の目標** 厚生労働省「職業能力評価基準（電気機械器具製造業・自動車製造業）」をもとにしています。30・60・90日は、国が定めた習得期限ではなく、Eternalが設定した教育目安です
11	**作業手順の守り方** 労働安全衛生規則 第35条と厚生労働省ホームページ掲載（委託事業）「まんがでわかる 製造業3分野の安全衛生」をもとにしています
12	**体の守り方** 労働安全衛生規則 第35条と厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」「騒音障害防止のためのガイドライン」「熱中症予防スイッチ・オン」をもとにしています
13	**化学物質の扱い** 厚生労働省ホームページ掲載（委託事業）「GHSラベル学習用テキスト」、職場のあんぜんサイト「作業別モデル対策シート」、労働安全衛生規則 第594条の2をもとにしています
14	**通路と運搬** 厚生労働省ホームページ掲載（委託事業）「まんがでわかる 製造業3分野の安全衛生」、厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」、労働安全衛生規則 第151条の7・第540条をもとにしています
15	**ヒヤリハットの報告** 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「ヒヤリハット」と「職業能力評価基準（電気機械器具製造業）」をもとにしています

出典の原文・ページ・区分（法令上の義務／公的資料に基づく推奨事項／会社ごとの運用ルール／Eternalの教育設計）は、別紙「根拠表」に記録しています。（2026年10月時点）